

胆沢中学校支援地域本部地域教育協議会設置要領

(設置)

第1条 地域の特性・特色を生かした「学校と地域の協働による学校支援体制」づくりを推進することにより、学校環境全体の支援を行うとともに、地域住民と学校との連携強化に力を入れ、まだまだ眠っている地域の力を掘り起こすことにより地域の教育力の向上を図るため、胆沢中学校支援地域本部地域教育協議会(以下「協議会」という。)を置く。本部校を胆沢中学校とする。

(所掌事項)

第2条 協議会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 胆沢中学校支援地域本部における学校支援活動の企画立案、事業の総括、広報活動、人材バンクの作成等、事業の円滑な推進に関すること。
- (2) その他胆沢中学校支援地域本部の事業に必要なと認める事項に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、委員は次に掲げる者のうちから奥州市教育委員会教育長が委嘱する。

- (1) 学校教育関係者(胆沢区本部校の校長、副校長、地域連携窓口教員、副委員長となる小学校長、胆沢区内事業実施校の校長、副校長、地域連携窓口教員から代表1名)
- (2) P T A関係者(胆沢区内各事業実施校 P T A会長)
- (3) 自治会関係者(胆沢区内各地区振興会長)
- (4) 地域コーディネーター

(任期)

第4条 委員の任期は1年とし再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合の後任の委員の任期は前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 協議会に委員長及び副委員長を置く。

- (1) 委員長は奥州市立胆沢中学校長、副委員長は胆沢区内小学校長1名をもって充てる。(H29.南都田小、H30第一小、H31.若柳小、H32.愛宕小)
- (2) 委員長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- (3) 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときはその職務を代理する。
- (4) 事務局は、本部校で担当する。

第6条 協議会は、委員長が招集し、会議の議長となる。

- (1) 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、奥州市立胆沢中学校において処理する。

(補則)

第8条 この要領に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員に諮って別に定める。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成29年5月30日から施行する。